

備前市監査委員告示第 14 号

生活保護費に係る随時監査結果報告に基づく措置状況の公表について

生活保護費に係る随時監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が備前市長からあったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 26 年 3 月 18 日

備前市監査委員 大 田 淳 一
備前市監査委員 田 原 隆 雄

所 管 部 署	福祉事務所社会福祉課
---------	------------

【指摘事項】	措 置 状 況
生活保護法による保護申請書に申請者の住所が記入漏れのものがあったので、適正な事務処理をされたい。	保護申請書の住所欄の記入漏れについては、適正に処理しました。以後、関係書類に不備のないよういたします。
【指摘事項】	措 置 状 況
ケース記録票の記載の中で、収入認定額を赤色のボールペンで修正していたが、訂正印もなく、誰が修正したのか、また決裁前で修正したのか決裁後修正したのか不明のものがあった。収入認定事務については、チェック機能の強化を図り、内部統制が有効に機能する体制づくりを構築されたい。	修正箇所については、訂正印を押印することとし収入認定事務については、査察指導員（係長）がチェックいたします。